

改正

平成23年2月10日教育委員会規則第5号

平成24年1月13日教育委員会規則第3号

平成27年3月10日教育委員会規則第6号

深谷市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市スポーツ推進審議会条例（平成18年深谷市条例第116号）第6条の規定に基づき、深谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、深谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要に応じ招集する。

(議事)

第3条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、スポーツの推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日教委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月13日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月10日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。